［様式を加える。］

別記様式第11号（第15条関係）

	※受理年月日		※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
受けたい援助の内容		１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　）
その他参考事項		

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

第　　号

通　知　・　要　請　書

年　月　日

殿

㊞

ストーカー行為等の規制等に関する法律第６条第２項の規定により、下記のとおり通知して、ストーカー行為等をするおそれがある者に対し、ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものの提供を行わないよう要請します。

なお、ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該提供を行うことは禁止されています。また、この通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう要請します。

ストーカー行為等をするおそれがある者	
ストーカー行為等の相手方	

記載要領
１　「ストーカー行為等をするおそれがある者」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等をするおそれがある者を特定するに足りる事項を、「ストーカー行為等の相手方」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等の相手方を特定するに足りる事項を、それぞれ記載すること。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

	※受理年月日		※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
受けたい援助の内容		１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　）
その他参考事項		

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。